

パテント部会 5月定例会のご案内

主催 (一社) 静岡県発明協会
産業財産権関連実務研究部会
協力 (一財) アグリオープン
イノベーション機構

産業財産権関連実務研究部会(通称:パテント部会)の第347回定例会を下記のとおり開催いたします。
新型コロナの感染状況に応じて、WEB開催にする可能性もあります。また、感染拡大状況および国・県・市等からの警戒情報によっては急遽、開催中止または内容変更が生じる場合もあることをご承知おきください。

記

日時	令和5年 5月17日(水) 13:30~16:30	
場所	静岡市産学交流センター (B-nest) 静岡市葵区御幸町3-2-1 ペガサート7階 1の島: 小会議室2 2の島: 小会議室1	
募集人員	1の島: 15名 2の島: 20名 先着順 (定員になり次第締切)	
内容	1の島 『特許ことはじめ#1 “特許の目” を効かせた事例の紹介』 中小企業2社(産)で特許担当を計27年間経験した後、知財本部整備事業下に静岡大学(学)の知財CDを約2年間、国事業と県事業(官)の特許流通ADを計17年間経験してきた(ひとり産学官経験の)講師が体験してきた事例、発明を発掘・抽出する際に“特許の目”を効かせた事例の紹介とプチ演習とで、新任特許担当には勿論、開発者の発明視点の参考になると思われま。講師: 風間 泰寛 氏 静岡県特許流通アドバイザー	
	2の島 勉強会『独占禁止法から考える知的財産利用・共同研究開発の留意点』 特許権者はその特許技術を独占排他的に実施でき、実施許諾を受けずに実施している第三者に対して差止請求など権利を行使することができます。しかし、知的財産権の行使と思える行為であっても独占禁止法違反になってしまうことがあります。今回は、公正取引委員会が定めた指針や相談事例から、知的財産の利用に関してどのような行為が独占禁止法にあたり得るのかを勉強してみたいと思います。また、共同研究開発を行う際の独占禁止法上の留意点にも触れてみたいと思います。進行: クミアイ化学工業株式会社 生田目 雅之 氏	
参加費	会員は年会費に含まれています。非会員は年度内の初回は無料、2回目以降3,000円/回	
申込期限	令和5年5月10日(水) 必着	
お問合せ お申込み	WEB開催する場合に備え、受講者はメールアドレスの登録が必要です。(現在登録済みのアドレスと異なる場合は下記の申込み欄に受講用のメールアドレスを御記入下さい。) 一般社団法人静岡県発明協会 産業財産権関連実務研究部会 (パテント部会) TEL: 054-254-7575 FAX: 054-254-7663 E-Mail: support@shizuoka-ipc.gr.jp ホームページ: http://shizuoka-ipc.gr.jp/patent/ ←こちらからもお申込みいただけます	

FAX: 054-254-7663 一般社団法人静岡県発明協会 事務局行き

パテント部会定例会 参加申込み ※参加区分と参加希望の島に○を付けて下さい。

参加者氏名		参加区分	会員	AOI その他
参加希望の島	1の島	・	2の島	
会社・部課名				
住所	〒			
電話番号		FAX番号		
E-mail				

※ 本部会申込みにご提供いただいた個人情報は、当協会の各種事業へのご案内以外には使用いたしません。

*** パテント部会の新型コロナウイルス感染症に対する取り組みについて ***

- * * * 研修会場への入場の際は手指の消毒(会場に準備)をお願いします。 * * *
- * * * 発熱症状(目安37.5度)など体調がすぐれない方の参加はお控え下さい。 * * *
- * * * 研修会の定員数を調整しソーシャルディスタンスを確保します。 * * *
- * * * 研修会場での案内に従って決められた席での受講をお願いします。 * * *